

青森市所有の建築物又は市有地への太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務
仕様書

1 業務名

青森市所有の建築物又は市有地への太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務

2 目的

市では、2024年3月に「青森市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこととし、2025年3月に2030年度までを計画期間とした青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び同計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）を改定した。

このうち、市が実施する事務事業に関し、温室効果ガス排出量の削減目標や、削減に向けた取組を定めた事務事業編では、重点取組の一つとして「再生可能エネルギー等の利活用」を掲げ、市が保有する建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目標としている。

このことから、本業務は市所有の建築物又は市有地における太陽光発電設備の導入可能性について調査・検討を行うことを目的とする。

3 業務契約期間

契約締結日の翌日から令和7年12月26日（金）まで

4 業務に係る提案上限

9,504,242 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

5 業務内容

（1）市保有建築物、市有地における太陽光発電設備の導入にあたり生じる課題と防災関連に係る指定区域の状況や避難施設の指定状況のほか、考慮すべき地域特性、環境特性等について調査・検討する。（全ての市保有建築物、市有地）

（2）太陽光発電設備導入方法とそのメリット、デメリット、発電シミュレーションを行い、導入優先度等について調査・検討する。（市保有建築物20箇所以上含む計30箇所以上）

（3）本業務で行った調査内容を踏まえた導入方法を検討し、具体的な導入計画、スキームについて提案する。（市保有施設15箇所以上含む計20箇所以上）

（4）業務報告書の作成

（1）から（3）までの内容を精査し、業務報告書を作成する。

概要は上記のとおりとするが、詳細は契約の相手方と協議の上決定する。

6 提出物について

（1）成果物

- | | | |
|---|-----------------------|--------------|
| ア | 本業務の業務報告書 | : 本書2部、概要版1部 |
| イ | 本業務の業務報告書及び調査資料の電子データ | : 光学ディスク 2部 |
| ウ | 協議録 | : 本書2部 |
| エ | 協議録の電子データ | : 光学ディスク 2部 |
| オ | その他市担当者が指定する物 | |

（2）成果物の引渡し期限

ア 中間報告

令和7年11月下旬

イ 成果物の引渡し期限

令和7年12月26日(金)17時00分(郵送不可)

(3) 引渡場所

青森県青森市新町1丁目3-7

青森市役所駅前庁舎3階 環境部環境政策課 地球温暖化対策チーム

7 その他留意点

(1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、予算の範囲内において、目的達成の為に効率的、効果的な本仕様書以外の考えがあれば提案すること。

(2) 受注者は、業務の実施に当たって、関係法令及び条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 受注者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

(4) 受注者は、本業務の実施に当たって、逐次環境政策課と打合せを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。

(5) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市と協議の上、許可を得ること。

(6) 企画提案書の取り扱いについて

ア 市に提出された企画提案書等について、業務を受注した事業者又はその著作者はその内容の全部または一部を市が無償で使用(複製、転記、転写または修正)することに同意するものとする。

イ 市に提出された企画提案書などの所有権は、市に移転するものとする。

(7) 成果物の著作権等について

ア 本業務の一切の成果物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、引渡しを行った時点で市に移転するものとする。

イ 本業務の一切の成果物に関するすべての著作権者人格権を行使しないものとする。受注者が著作者と異なる場合には、著作権者人格権を著作者に行使させないものとする。

(8) 受注者は、本業務により得られた資料、情報等を市の許可なく公表、貸与、使用、複製又は漏洩してはならない。

(9) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、速やかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受注者の負担とする。

(10) 業務に必要な資料及びデータ等で市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後速やかに返却すること。

(11) 本仕様書に定めのない事項や、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、速やかに市と協議の上、適切に実施すること。